

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を、「許可」の許可を受けようとする行為の種別を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入すること。
- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式 (その6) (第13条関係)

特別地域内物の集積 (貯蔵) 許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第6号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における物の集積 (貯蔵) の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名)
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名) 〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
集積 (貯蔵) 物の種類	
集積 (貯蔵) 方法	
土地使用面積及び集積 (貯蔵) する高さ	
関連行為の概要	
集積 (貯蔵) 設備	
予定日	年 月 日
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式 (その7) (第13条関係)

特別地域内水面の埋立(干拓)許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第7号の規定により奈良県立 自然公園の特別地域内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)]

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
埋立(干拓)面積	
施工の方法	
関連行為の概要	
埋立(干拓)後の取扱	
予定日	年 月 日
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	
備	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「工事の方法」欄には、工事計画（時期、工種等）を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工費用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「埋立（干拓）後の取扱」欄には、埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式（その8）（第13条関係）

特別地域内土地の形状変更許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第8号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

自然公園

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
土地の形状を変更する面積	
工事の方法	
変更後の土地の形状	
関連行為の概要	
変更後の取扱	
予定日	年 月 日
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を、添付図面に表示すること。
- 4 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

第1号様式 (その9) (第13条関係)

特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第9号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内において高山植物等の採取（損傷）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
採取（損傷）物の種類	
採取（損傷）物の数量	
採取（損傷）方法	
着手予定日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	
備	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記入すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- (4) 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式（その10）（第13条関係）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第10号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
動物（卵）の種類	
捕獲（殺傷）（採取（損傷））物の数量	
捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法	
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地契）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））」の方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））」の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 (4) 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第1号様式（その11）（第13条関係）

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第11号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における色彩変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
施行施設	
色彩を変更する工作物	
色彩を変更する箇所	
現在の色彩	
変更後の色彩	
予定日	
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	
備	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を、「色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式（その12）（第13条関係）

特別地域内指定区域内への立入許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第12号の規定により奈良県立 自然公園の特別地域内の奈良県知事が指定する区域内への立入許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間
施行方法	立ち入る経路又は範囲
予定日	着手完了
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立ち入り期間を記入すること。
- 5 「立ち入り方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所に留まって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 6 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式 (その13) (第13条関係)

特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第13号の規定により奈良県立 自然公園の特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	車馬（動力船、航空機）の種類及び数
	使用（着陸）範囲及び面積
予定日	使用（着陸）方法
	着手完了
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等、行為地内での活動状況を記入すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第2号様式（その1）（第15条関係）

特別地域内行為着手済届出書
 奈良県立自然公園条例第10条第5項の規定により奈良県立自然公園の特別地域が指定（拡張）された際、行為に着手していったので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
 び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は
 代表者の署名） 〕

奈良県知事 殿

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工物の伐採 2 木竹の掘採又は土石の採取 3 鉱物の掘採又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広畜物等の設置等 6 作物の集積又は貯蔵 7 水面の埋立て又は干拓 8 土地の形状変更 9 高山植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損傷 11 色彩の変更 12 指定区域内への立入 13 車馬、動力船、航空機の使用、着陸
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
施行後の周辺の取扱い	
行為の完了の予定年月日	
備考	

(注) 1 届出文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
 2 「目的」欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。
 3 行為の施行方法については、行為の種類に応じて、次の表に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、 改築、又は増築	1 工作物の種類 2 敷地面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外置の仕上がり及び色彩 6 関連行為の概要（支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等） 7 工事施行後の周辺の取扱
2 木竹の伐採	1 林況（林種、樹齡、林齢、森林面積及び総蓄積） 2 伐採種別（主伐、皆伐、里木採伐、塊状採伐等） 3 伐採樹種（針葉樹林、広葉樹林、混交林、天然林、人工林の別並びに主な樹種） 4 伐採面積 5 平均樹齡 6 伐採材積 7 伐採材積単合（伐採材積／総蓄積） 8 関連行為の概要（索道、林道、貯木場の設置等） 9 伐採材積の取扱（伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）） 10 伐採跡地の取扱（伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等））
3 鉱物の掘採又は土石の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 掘採又は採取の方法（露天掘、坑道掘、（横坑、たて坑、斜坑）等の別） 3 掘採又は採取量（容積（立方メートル）、重量（トン）） 4 掘採又は採取の設備 5 掘採又は採取を変更する面積 6 掘採又は採取後の土地の形状（切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状） 7 関連行為の概要（支障木の伐採、支障となる動植物の除去、スリ処理等） 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い（跡地の整理、緑化の方法等） 9 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
4 増減 水位又は水量の	1 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 2 水位又は水量の増減の原因となる行為、設備等 3 水位又は水量の増減の内容（申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化）
5 等 広告物等の設置	1 独立して設置する場合の敷地面積 2 広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所（店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする場所） 3 規模及び構造 4 主要材料 5 色彩 6 表示の内容
6 蔵 物の集積又は貯蔵	1 集積（貯蔵）方法 2 土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ

7 水面の埋立て又は干拓	1 埋立て又は干拓面積 2 工事計画（時期、工種等） 3 関連行為の概要（支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等） 4 埋立て又は干拓後の取扱い（埋立後の用途、風景景観の保護のために行う措置）
8 土地の形状変更	1 土地の形状を変更する面積 2 工事の方法 3 変更後の土地の形状 4 関連行為の概要（支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等） 5 埋立て又は干拓後の取扱い（土地の形状変更後の用途、風景景観の保護のために行う措置）
9 高山植物等の採取又は損傷	1 採取物又は損傷物の種類 2 採取物又は損傷物の数量 3 採取又は損傷方法（使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等）
10 動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損傷	1 動物（卵）の種類 2 捕獲若しくは殺傷、又は採取物の数量 3 捕獲若しくは殺傷、又は採取の方法（使用器具の名称等）
11 色彩の変更	1 色彩を変更する工作物 2 現在の色彩 3 変更後の色彩 4
12 指定区域内への立入	1 立ち入る者の人数及び氏名並びに期間（人数、全員の氏名及び立ち入り期間） 2 立ち入る経路又は範囲 3 立ち入る方法（行為地内での活動状況、頻度等）
13 車馬、動力船舶、航空機の使用、着陸	1 車馬、動力船舶、航空機の種類及び数 2 使用、着陸方法（行為地内での活動状況、頻度等） 3

3 関連行為の概要
集積（貯蔵）設備

4 埋立て又は干拓面積
工事計画（時期、工種等）
関連行為の概要（支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等）
埋立て又は干拓後の取扱い（埋立後の用途、風景景観の保護のために行う措置）

5 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
 6 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 (2) 土地所有関係及び届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み
 (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものについては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

第2号様式(その2) (第15条関係)

特別地域内非常災害応急措置届出書

奈良県立自然公園条例第10条第6項の規定により奈良県立自然公園の特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

奈良県知事 殿

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は改築 2 木竹の伐採 3 鉱物の掘採又は土石の採取 4 水位又は水量の増減 5 広告物等の設置等 6 物の集積又は貯蔵 7 水面の埋立て又は干拓 8 土地の形状変更 9 高木植物等の採取又は損傷 10 動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損傷 11 色彩の変更 12 指定区域内への立入 13 車馬、動力船、航空機の使用、着陸
行為の目的	
行為の場所	
行為の施行方法	
施行後の周辺の取扱い	
行為の完了の予定年月日	
備考	

(注)

- 届出文の「奈良県立自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
- 「目的」欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 行為の施行方法については、行為の種類に応じて、次の表に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、改築、又は増築	1 工作物の種類 2 敷地面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部行為の仕上げ及び色彩 6 関連行為の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等) 7 工事施行後の周辺の取扱い
2 木竹の伐採	1 林況(林種、樹齢、林齢、森林面積及び総蓄積) 2 伐採採種別(主伐、皆伐、単木取伐、塊状取伐等) 3 伐採採種(針葉樹林、広葉樹林、混交林、天然林、人工林の別並びに主な樹種) 4 伐採面積 5 平均樹高 6 平均胸高直径 7 伐採材積 8 伐採材積歩合(伐採材積/総蓄積) 9 伐採行為の概要(索道、林道、貯水場の設置等) 10 伐採跡地の取扱い(伐採後の植栽計画(年次、樹種、施行方法等))
3 鉱物の掘採又は土石の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 掘採採取の方法(露天掘、坑道掘、(横坑、たて坑、斜坑)等の別) 3 掘採採取又は採取の設備 4 掘採採取又は採取の面積 5 掘採採取又は採取後の土地の形状(切羽階段段状等掘採(採取)後の土地の形状) 6 掘採採取又は採取の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等) 7 掘採採取又は採取後の周辺の取扱い(跡地の整理、緑化の方法等) 8 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
4 水位又は水量の増減	1 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 2 水位又は水量の増減の原因となる行為、設備等 3 水位又は水量の増減の内容(申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)
5 広告物等の設置	1 独立して設置する場合の敷地面積 2 広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所(店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の規模、種類と、掲出又は表示しようとする場所) 3 主要材料 4 色彩 5 表示の内容 6
6 物の集積又は貯蔵	1 集積(貯蔵)方法 2 土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ

7 水面の埋立て又は干拓	3 関連行為の概要 4 集積(貯蔵)設備
8 土地の形状変更	1 埋立て又は干拓面積 2 工事の方法(工事計画(時期、工種等)) 3 関連行為の概要(支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等) 4 埋立て又は干拓後の取扱い(埋立後の用途、風致景観の保護のために行う措置)
9 高山植物等の採取又は損傷	1 土地の形状を変更する面積 2 工事の方法 3 変更後の土地の形状 4 関連行為の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等) 5 変更後の取扱い(土地の形状変更後の用途、風致景観の保護のために行う措置)
10 動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損傷	1 採取物又は損傷物の種類 2 採取物又は損傷物の数量 3 採取又は損傷方法(使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等)
11 色彩の変更	1 動物(卵)の種類 2 捕獲若しくは殺傷、又は採取物の数量 3 捕獲若しくは殺傷、又は採取の方法(使用器具の名称等) 4 採取物又は損傷物の種類 5 採取物又は損傷物の数量 6 採取又は損傷方法(使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等)
12 指定区域内への立入	1 立ち入る者の人数及び氏名並びに期間(人数、全員の氏名及び立ち入り期間) 2 立ち入る経路又は範囲 3 立ち入る方法(行為地内での活動状況、頻度等)
13 車馬、動力船、航空機の使用、着陸	1 車馬、動力船、航空機の種類及び数 2 使用、着陸方法(行為地内での活動状況、頻度等) 3 使用、着陸方法(行為地内での活動状況、頻度等)

- 4 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。
- 5 入すること。なお、必要に応じてその詳細を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況(1) 通過したとき、(2) 土地所有者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み(3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可可処分交付、番号及び付された条件
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式(その3) (第15条関係)

特別地域内行為届出書

奈良県立自然公園条例第10条第7項の規定により奈良県立自然公園の特別地域内において(木竹の伐採・家畜の放牧)行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

奈良県知事 殿

行為の目的				
行為の場所				
行為の施行方法				
施行後の周辺の取扱い				
予定日	着	手	年	月
日	完	了	年	月
備考	考	考	日	日

- (注)
- 1 届出文の「奈良県立自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
- 2 届出文の「(木竹の伐採・家畜の放牧)」の箇所には、該当するいずれかに○をつけること。
- 3 「目的」欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 4 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況(1) 通過したとき、(2) 土地所有者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の承諾又はその見込み(3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可可処分交付、番号及び付された条件
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第3号様式(第17条関係)

普通地域内行為届出書

奈良県立自然公園条例第12条第1項の規定により奈良県立
内において下記の行為をいたしたく、次のとおり届け出ます。 自然公園普通地域

年 月 日

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名)
法人にあつては、主たる事務所の所在地又は
び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は
代表者の署名)

奈良県知事 殿

行為の種類	(該当する番号を○で囲むこと。) 1 工作物の新築、改築又は改築 2 鉱物の掘採又は土石の採取 3 水位又は水量の増減 4 広告物等の設置等 5 水面の埋立て又は干拓 6 土地の形状変更
行為の目的	
行為の場所	
行為の施行方法	
施行後の周辺の取扱い	
予定日	年 月 日
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

(注)

- 届出文の「奈良県立」後行為の目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 「目的」欄には、当該行為の種類に応じて、行為の種類に記入すること。
- 行為の施行方法については、行為の種類に応じて、次の表に掲げる事項を記載すること。

行為の種類	記載する事項
1 工作物の新築、改築、又は増築	1 工作物の種類 2 敷地面積 3 規模、構造 4 主要材料 5 外部の仕上げ及び色彩 6 外周行為の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等) 7 工事施行後の周辺の取扱い
2 鉱物の掘採又は土石の採取	1 鉱物又は土石の種類 2 掘採又は採取の方法(露天掘、坑道掘、(横坑、たて坑、斜坑)等の別) 3 掘採又は採取量(容積(立方メートル)、重量(トン)) 4 掘採又は採取の設備 5 掘採又は採取を要する面積 6 掘採又は採取後の土地の形状(切羽階段状等掘採(採取)後の土地の形状) 7 岡進行為の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等) 8 掘採又は採取後の周辺の取扱い(跡地の整理、緑化の方法等) 9 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
3 水位又は水量の増減	1 水位又は水量の増減の及ぶ範囲 2 水位又は水量の増減の原因となる行為、設備等 3 水位又は水量の増減の内容(申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)
4 広告物等の設置等	1 独立して設置する場合の敷地面積 2 広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所(店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の規模及び構造) 3 主役材料 4 主役色彩 5 主役表示の内容 6 表示の内容
5 水面の埋立て又は干拓	1 埋立て又は干拓面積 2 工事の方法(工事計画(時期、工種等)) 3 関連行為の概要(支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等) 4 埋立て又は干拓後の取扱い(埋立後の用途、風致景觀の保護のために行う措置)
6 土地の形状変更	1 土地の形状を変更する面積 2 工事の方法 3 変更後の土地の形状 4 関連行為の概要(支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等) 5 用仮工作物の取扱い(土地の形状変更後の用途、風致景觀の保護のために行う措置)

4 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記入すること。

- 5 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、権生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を記すこと。
- 6 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (2) 土地所有関係及び届出者が土地所有者とすること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第三号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式 (その1) (第21条関係)

この証明書を携帯する者は、奈良県立自然公園条例第14条第2項の規定による立入検査等を行う職員です。

(表)

第 号	所 属
身 分 証 明 書	職 氏 名
年 月 日 交 付	
	奈良県知事 印

奈良県立自然公園条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第10条第3項の規定による許可を受けた者又は第12条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第10条第3項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第10条第3項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風致及び風景に及ぼす影響を調査させることができる。

(裏)

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第18条 略

2～3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 略

四 第14条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五～七 略

備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

第4号様式 (その2) (第21条関係)

この証明書を携帯する者は、奈良県立自然公園条例第15条の規定による立入検査等を行う職員です。

(表)

第 号	所 属
身 分 証 明 書	職 氏 名
年 月 日 交 付	
	奈良県知事 印

奈良県立自然公園条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第15条 特別地域内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発生させ、騒音機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしほしに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で行きつけをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、当該職員をして、特別地域内において前項第二号に掲げる行為をしてい

(裏)

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第18条 略

2～3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 特別地域内において、みだりに第15条第1項第1号に掲げる行為をした者

六 特別地域内において、第15条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

七 略

備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

第4号様式 (その3) (第21条関係)

この証明書を携帯する者は、奈良県立自然公園条例第16条の規定による立入検査等を行う職員です。

(表)

第 号	所 属
身 分 証 明 書	職 氏名
年 月 日交付	
奈良県知事	
印	

奈良県立自然公園条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)
 (実地調査)
 第16条 知事は、自然公園の指定又は特別地域の指定に関して実地調査をする必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の履査となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。
 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(裏)
 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
 4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。
 第18条 略
 2～3 略
 4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 一～六 略
 七 第16条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年七月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の奈良県立自然公園条例施行規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の奈良県立自然公園条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。
(近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部改正)
- 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則(昭和四十三年三月奈良県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条第五項中「第十七条第三項」を「第十三条第三項」に、「第五条第三項」を「第十条第三項」に、「第一条」を「第十七条」に改める。

告 示

奈良県告示第九十五号

奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号)第十条第三項第六号の規定により、許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成十六年七月一日から施行する。
 平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿 本 善 也

土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物並びに資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源及び同条第五項に規定する再生部品

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一二一一一〇(代)

刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七(代)

本誌は再生紙を使用しています。